

新型コロナウイルス感染症 に対する中小企業者向け 支援策ガイドブック

新着情報

○飲食店デリバリー利用促進事業
(熊本市独自)

【制度概要】熊本市内の飲食店のデリバリーサービス利用に対する配達料を本市が全額負担

飲食店は、市が指定する飲食宅配代行業者を利用して配達することで、注文者が負担する配達料を無料にできます。

詳細 ➡P2

○熊本市の事業者向け相談窓口(熊本市独自)



096-355-2112

➡P33

令和3年5月11日
熊本市 経済観光局



感染防止対策

飲食店の感染拡大防止対策

飲食店の感染対策を支援



→ 詳細 P 1

飲食店デリバリー利用促進事業

注文者が負担する配達料を全額補助



→ 詳細 P 2

テレワーク利用促進事業

宿泊施設でのテレワーク費用を割引
割引額

2,000円以上⇒1,500円
4,000円以上⇒3,000円



→ 詳細 P 3

販路開拓

Web等を活用した販路開拓支援

熊本市の物産事業者の商品を取り揃えたWeb物産展を開催

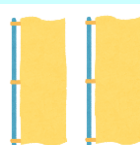


→ 詳細 P 4

小規模事業者持続化補助金 (通常枠)

コロナの影響を乗り越えるための販路開拓等の取組を支援

補助上限 50万円



→ 詳細 P 5

小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援

補助上限 100万円

→ 詳細 P 6

設備投資

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換や事業再編等の新たな挑戦を支援

補助金額 100万円～1億円



→ 詳細 P 7

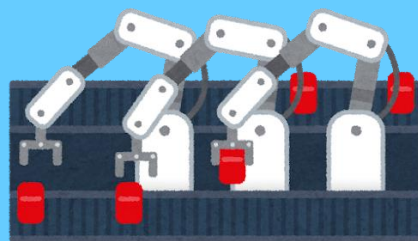
ものづくり補助金

新製品・サービス開発等の設備投資等を支援

補助上限 1,000万円



→ 詳細 P 8



IT化

IT導入補助金

生産性向上へのITツール・ソフトウェア導入を支援

補助上限 450万円



→ 詳細 P 9

テレワーク設備導入費用の支援

テレワーク用通信機器の導入経費を助成

補助上限 100万円



→ 詳細 P 10

テレワークに関する情報提供

テレワーク導入企業の事例や相談窓口を紹介



→ 詳細 P 11

専門家からの指導・助言

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料でテレワークの導入に関するアドバイス等を実施



→ 詳細 P 12



資金繰り

時短協力緊急家賃支援金

営業時間の時短要請に協力した飲食店の家賃を支援

補助上限 17.5万円



→詳細 P 13

熊本県事業継続・再開支援一時金

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した事業所等を支援

法人 40万円
個人 20万円

→詳細 P 14

熊本市の利子補給

金融円滑化特別資金の利子補給

利息全額補給
借入上限 8000万円

→詳細 P 15

セーフティーネット保証の認定

セーフティネット保証4号・保証5号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証を利用することが可能

・4号認定

→詳細 P 16

・5号認定

→詳細 P 17

・危機関連保証

→詳細 P 18

日本政策金融公庫マル経融資

経営指導を受けた小規模事業者に対し無担保・無保証人で融資

融資限度額 1000万円

→詳細 P 19

特別利子補給制度(実質無利子)

特別貸付等により借入を行った中小企業者等に対し利子補給

最長 3年間分の
利子相当額を助成

→詳細 P 20

日本政策金融公庫特別貸付

売上が減少した方に対し無担保で融資

【融資限度額】
中小企業 6億円 国民事業8,000万円

→詳細 P 21

人材・雇用



オンライン合同就職説明会

企業と求職者の合同就職説明会をオンラインで実施



→詳細 P 22

雇用を守る出向・副業マッチング支援

従業員・職員の出向を希望する企業等と受入企業等のマッチング

副業人材と受入企業とのマッチング



→詳細 P 23

失業者緊急雇用促進事業

失業を余儀なくされた方を雇用する事業主を支援

正規雇用合: 1人につき30万円
非正規雇用: 1人につき15万円

→詳細 P 24

特定分野緊急就職促進事業

特定分野(介護・警備・運輸・建設)の職種に就職したとき及びその就業を継続したときに奨励金を交付(各5万円、最大15万円)

→詳細 P 25

雇用調整助成金 特例措置

雇用調整助成金の手続を大幅に簡素化
オンラインによる申請受付も開始



→詳細 P 26

コロナ対応雇用維持奨励金

雇用の維持に取り組む事業主への奨励金

10万円(定額)



→詳細 P 28

人材・雇用 続き

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

事業主の指示を受けて休業した中
小企業の労働者への支援

助成上限 11,000円
1日あたり

→ 詳細 P 29

小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主向け)

小学校等が休業した場合、従業員で
ある保護者に休暇を取得させた企業
への助成金

→ 詳細 P 30

小学校休業等支援金 (個人で仕事をする方向け)

小学校等が休業した場合、子供の
世話をを行うため、仕事ができな
くなった方への支援金

→ 詳細 P 31



事業承継

事業承継・事業引継ぎ 推進事業

新型コロナウイルスの影響を受け
ている後継者不在事業者の第三
者承継や経営力の強化を支援

→ 詳細 P 32

その他

各種相談窓口

経営等に関する相談窓口

- ・市の相談窓口
- ・県の相談窓口
- ・その他の窓口



→ 詳細 P 33～

熊本市生活自立支援センター

生活に困窮している方
の相談・支援窓口

- ・住まいや生活費
に関する相談など



→ 詳細 P 36

住居確保給付金

離職等により住居を失
っている方又は失うお
それのある方を対象に
賃貸住宅等の家賃とし
て給付金を支給



→ 詳細 P 37

緊急小口資金等の特例貸付

休業等で一時的に生活資金が
必要な方への貸付

- ・緊急小口資金
- ・総合支援資金

→ 詳細 P 38

納税猶予・納付期限の延長

- ① 税務申告・納付期限の延長
- ② 収入減少の場合の納税猶予
- ③ 国税の納付猶予制度
- ④ 地方税の納付猶予制度



→ 詳細 P 39～

その他税の特例・軽減 等

欠損金の繰戻し還付

→ 詳細 P 44

その他 保険料・水道料金 等

厚生年金保険料等の猶予制度

→ 詳細 P 45～

国民健康保険・介護保険等の取扱い

→ 詳細 P 47



水道料金・下水道使用料の支払い
猶予等

→ 詳細 P 48

リンク集

・国・県の主な支援策一覧

→ 詳細 P 49

飲食店の感染拡大防止対策 (熊本市独自)

(担当課) 商業金融課 (TEL) 096-328-2424

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

制度概要

飲食店等が実施する業種別ガイドラインの遵守と感染拡大防止対策に対し、支援を行うことで、より市民の皆様が安心して飲食店等を利用できる環境を構築します。

対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です(テイクアウト・デリバリー専門店、移動販売を除く)。

- ①食品衛生法第52条に規定する営業許可証(飲食店営業または喫茶店営業)を有し、熊本市内に所在する飲食店または飲食を伴うカラオケボックスを営む中小企業等(店舗を営む方の同意を得た場合は、賃貸物件の所有者も含む)であること。
- ②業種別ガイドラインのチェックシートの重点項目をすべて実施しており、同リストの実践状況比率が60%を超えていること。
- ③市税の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいる者は除く)。
- ④熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

※令和2年度に実施した同制度により補助を受けた店舗は対象外です。

補助金

【小規模改修等補助金】

補助金対象経費：衛生環境の整備、換気の向上又は密集・接触の回避に資する設備、機械装置、備品、工事等に係る経費

補助金額：対象経費(税抜額)1/2(補助限度額15万円)

受付期間：令和3年(2021年)4月1日から令和3年(2021年)8月20日まで

注意事項：空間拡張、個室化工事等は、施工前に工事前相談シート等の提出が必要。

補助対象となるか確認後、工事等を施工し補助金を申請ください。

感染拡大実践店の認証

業種別ガイドラインを遵守している店舗をアドバイザーが現地確認し、「感染拡大防止実践店」として認証し、ステッカーの交付及び専用ホームページで店舗名や感染対策の取り組み内容を紹介します。



▲実践店専用HP

問い合わせ先

「熊本市飲食店等支援コールセンター」

受付時間 9:00~17:00(平日のみ)



096-328-2445



相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

飲食店デリバリー利用促進事業 (熊本市独自)

(担当課) 熊本市 商業金融課 (TEL) 096-328-2424

制度概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、熊本市内の飲食店のデリバリーサービス利用に対する配達料を熊本市が全額負担します。

キャンペーン期間：令和3年5月1日～令和3年6月30日（予定）

※キャンペーンは、各補助事業者の予算上限に達し次第終了となります。

支援内容

熊本市内の飲食店のデリバリー利用にあたって、注文者が負担する配達料を熊本市が全額補助します。

※飲食宅配代行業者の飲食デリバリーサイト等に掲載してある飲食店であっても、自社配送を行っている分は除きます。

※飲食店は、市が指定する飲食宅配代行業者を利用して配達することで、注文者が負担する配達料を無料にできます。



対象者/対象経費

補助事業者：市が指定する飲食宅配代行業者

※補助事業者応募期間内に申請し、市の指定を受ける必要があります。

対象経費：注文者が補助事業者に支払う飲食物の配達料で、補助事業者の負担で無料とした配達料

※補助事業者の飲食デリバリーサイトを利用した熊本市内の飲食店への注文であって、配達先が熊本市内であること。

補助率/補助上限

配達料を全額補助

申請期間

令和3年4月28日（水）～令和3年5月28日（金）17：00必着

問い合わせ先



096-328-2424

※飲食宅配代行業者の公募に関することは 熊本市 商業金融課まで。
(096-328-2424) (平日のみ 8：30～17：00)

テレワーク利用促進事業 (熊本市独自)

(担当課) 熊本市 観光政策課 (TEL) 096-328-2393

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

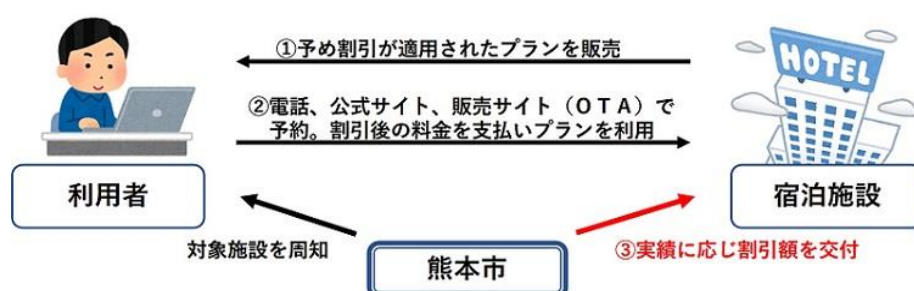
人材雇用

事業承継

その他

制度概要

市内宿泊施設が提供するテレワークプランの利用料金の一部を熊本市が負担し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのテレワークの促進を図る。



支援内容

宿泊施設が販売するテレワーク向けのデユース・宿泊プランに対して割引支援を行う。

対象者/対象経費

- ・参加事業者：市内宿泊施設（民泊施設を含む）
- ・利用対象者：県内にお住まいの方で、テレワークを目的とする方

補助率

- ・4,000円以上（税込）のプランを3,000円割引
- ・2,000円以上4,000円未満（税込）のプランを1,500円割引

実施期間

令和3年2月1日～同年6月30日（予定）

お問い合わせ先

テレワーク利用促進事業 コールセンター（宿泊施設・利用者向け）
受付時間 10：00～17：00（平日のみ）

 **050-8880-6548**

相談	Web等を活用した販路開拓支援 (熊本市独自)	
感染防止	(担当課) 熊本市 産業振興課 (TEL) 096-328-2950	
販路開拓	制度概要 熊本市の物産事業者の商品を取り揃えたWeb物産展を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により売り上げが減少している物産事業者の販路開拓を支援します。	
	対象者/対象経費 熊本市内の物産事業者（小規模企業者及び中小企業者）	
設備投資	実施内容 詳細が決まり次第、市ホームページにてお知らせいたします。	
IT化		
資金繰り	開催時期（予定） 令和3年10月上旬から12月下旬まで。	
人材雇用	お問い合わせ先 熊本市 産業振興課 受付時間 8：30～17：15（平日のみ）	
	☎ 096-328-2950	
事業承継		
その他		

小規模事業者持続化補助金 (通常枠)

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

概要

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等、補助上限：50万円、補助率：2/3
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年1月以降の創業者については創業の事実登記簿又は開業届の写しにより確認）

公募スケジュール

5次締切：令和3年6月4日（金）当日消印有効

6次締切：令和3年10月1日（金）当日消印有効

7次締切：令和4年2月4日（金）当日消印有効

※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

応募方法等の詳細

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

電話番号：03-6670-2540

受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00（土日祝日除く）

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6747-4602

受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



小規模事業者持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等について支援する事業。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助上限：100万円（*）、補助率：3/4

*補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策に充当可能（※）。

※緊急事態宣言の再発令に伴い特別措置を講ずる。

要件：緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同期比で30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。

→審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

公募スケジュール

第1回受付締切：令和3年 5月12日（水）

第2回受付締切：令和3年 7月 7日（水）

第3回受付締切：令和3年 9月 8日（水）

第4回受付締切：令和3年11月10日（水）

第5回受付締切：令和4年 1月12日（水）

第6回受付締切：令和4年 3月 9日（水）

応募方法等の詳細

【持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
補助金事務局HP

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター
電話番号：03-6731-9325 受付時間：9:30～17:30(土日祝日除く)

中小企業等事業再構築促進事業

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

基本情報

【対象】

- ・申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- ・補助事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【補助金額・補助率】

	補助金額	補助率
中小企業（通常枠）	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業（卒業枠）※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業（通常枠）	100万円以上8,000万円以下	1/2（4,000万円超は1/3）
中堅企業（グローバルV字回復枠）※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業（卒業枠）：400社限定。計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業（グローバルV字回復枠）：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。③グローバル展開を果たす事業であること。

【公募スケジュール】

1次公募申請期間：4月15日（木）～5月7日（金）

令和3年度に4回程度実施する予定。

応募方法等の詳細

その他の詳細については、以下のページ（右のQRコード）をご覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

お問合せ先：事業再構築補助金事務局コールセンター

【ナビダイヤル】0570-012-088【IP電話用】03-4216-4080

受付時間 9:00～18:00（土日祝日を除く）



ものづくり補助金

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

- ・対象：中小企業・小規模事業者等
 - ・補助上限：原則1,000万円
 - ・補助率：【通常枠】 補助率：中小1/2、小規模2/3
【低感染リスク型ビジネス枠】 補助率：2/3
- ※ 低感染リスク型ビジネス枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

想定される活用例

- (通常枠)
- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発する
 - ・「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を新たに導入する
- (低感染リスク型ビジネス枠)
- ・AI・IoT等の技術を活用した遠隔操作や自動制御等の対人接触を減じることに資する製品を開発する

公募スケジュール（6次締切）（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通）

- ・申請開始：4月15日（木）17時（公募要領公開中）
- ・申請締切：5月13日（木）17時

応募方法等の詳細

【ものづくり補助金についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

電話番号：050-8880-4053（10:00～17:00（土日祝日除く））

公募要領に関するお問合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問合わせ：

monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>

中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター

※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします。

メールでのお問合わせ：seisanseikakumei@smrj.go.jp

生産性革命推進事業 コールセンター：03-6837-5929



IT導入補助金

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

ITツール導入による業務効率化等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30万円～450万円

※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30万円～150万円

補助率：通常枠 1/2

低感染リスク型ビジネス枠 2/3

想定される活用例

- ・中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等を導入する。

(通常枠の導入例)

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した会計ソフトを導入。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的行うため、勤怠管理ツールを導入。

(低感染リスク型ビジネス枠の導入例)

- ・顧客対応業務や決済業務、会計管理業務における顧客と従業員同士の間における接触機会を低減し、より効率的に実施できるような「遠隔注文システム」、「キャッシュレス決済システム」、「会計管理システム」の同時導入。
- ・テレワークを実施するためにクラウド型の勤怠管理システムとweb会議システムを導入。

公募スケジュール（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠共通）

・申請開始：令和3年4月7日（水）

・一次締切：令和3年5月14日（金）17時

※7月に2次締切を設け、それ以降も申請状況を踏まえて締切を設定予定。

応募方法等の詳細

【IT導入補助金についてのお問合せ先】

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト

<https://www.it-hojo.jp/>

または右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：0570-666-424

※IP電話等からお問合せの場合は042-303-9749までご連絡ください。

受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

テレワーク設備導入にかかる 費用の支援

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース）（厚労省）

新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

詳細・応募方法はこちらのQRコードよりご確認ください。

新型コロナウイルス感染症
対策のためのテレワークコース



IT導入補助金（再掲）（経済産業省）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。

税制面での支援

①少額減価償却資産の特例

中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について全額損金算入することが可能です。

②中小企業経営強化税制

「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除がご活用いただけます。

【詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。】

 中小企業税制パンフレット  で検索、または右のQRコード

よりご確認ください。※税制パンフレット9、22ページに記載しております。



テレワークに関する情報提供

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段。テレワーク導入企業の事例や相談窓口を紹介。

テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

- 業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）
- 持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、WEB会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイトで検索、
または右QRコードよりご確認ください。



テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています

平日9:00～20:00（土日祝日除く）

電話：0570-550348（ナビダイヤル）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

相談

感染
防止販路
開拓設備
投資IT
化資金
繰り人材
雇用事業
承継

その他

テレワークにかかる 専門家からの 指導・助言

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

テレワークマネージャー相談事業（総務省）

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担
※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間は、WEB・電話相談を実施（テレワークマネージャーの派遣による相談の再開時期等は、別途、総務省HPでお知らせします。）。

テレワークマネージャー相談事業（総務省）

🔍 テレワークマネージャー相談事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。



テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

全国各地の中小企業等へのテレワーク導入促進のため、地域の中小企業を支える団体と協力し、テレワークの相談・問合せ対応や、相談会等を実施することで各地域におけるテレワークの導入をサポートします。

テレワーク・サポートネットワーク事業（総務省）

🔍 テレワーク・サポートネットワーク事業 で、検索
または右のQRコードよりご確認ください。



時間短縮要請に伴う家賃支援金 (熊本市独自)

(担当課) 熊本市 経済政策課 (TEL) 096-328-2374

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

事業目的

営業時間を短縮している飲食店は、時短要請協力金は交付されるものの、国の家賃支援給付金制度が終了したことで、店舗を賃借し経営している店は、賃料の負担が大きくなっているため、市が独自に家賃を支援します。

支援内容

熊本県が営業時間の短縮の要請を行ったことに伴い、時間短縮に全面的に協力した事業者のうち、店舗を賃借している事業者の事業継続支援のため、市独自の家賃支援金「時短営業協力者への緊急家賃支援金」を交付します。

対象者

次の①～④の全ての要件を満たす方

- ① 熊本県による時短要請協力金（第3回：令和3年1月18日～2月7日実施分）の交付を受けている。
- ② ①の交付を受けた店舗が、熊本市内に所在している。
- ③ ①の交付を受けた店舗を、賃借にて営業している。
- ④ 中小・小規模事業者である。

支援内容

1店舗あたり1か月分の家賃の1/2相当額（上限17万5千円）
※支援は1回のみ

申請期間

令和3年2月8日（月）～ 4月30日（金）
※期限を過ぎても熊本県の交付決定から15日以内の申請であれば有効。

お問い合わせ先

「熊本市家賃支援給付金コールセンター」
受付時間 9:00～17:00（平日のみ）



0570-096-400

熊本県事業継続・再開支援一時金

熊本県HPから引用

概要

熊本県独自の緊急事態宣言（1/14～）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等に対し、「熊本県事業継続・再開支援一時金」を交付。

基本情報

対象：県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等

※「国の一時支援金」及び「他道県における同様の一時金」の申請（受給）者、「熊本県時短要請協力金」の対象事業者は除く。

要件：下記(1)又は(2)により、本年1月又は2月の売上高が対前年又は前々年同月比で50%以上減少していること

(1)時短要請(道県独自発令を含む)の飲食店と直接・間接の取引があること

(2)不要不急の外出・移動の自粛(道県独自発令を含む)による直接的な影響を受けたこと

支援限：法人は40万円、個人事業者は20万円を上限に支援

※支援額の算出方法

前年又は前々年1月及び2月の事業収入－(前年又は前々年同月比50%以上減少の月の事業収入×2)

算出方法により得られた額が40万円(又は20万円)を下回った場合は、当該得られた額

応募方法等の詳細

申請方法

(1)郵送

申請書類を次の宛先に郵送（※住所記載不要）。

〒862-8570 熊本県商工振興金融課 事業継続・再開支援一時金係

申請受付期間：令和3年3月1日（月）～5月31日（月）消印有効

(2)オンライン

本一時金に係る熊本県HPの掲載ページにオンライン申請用のリンクあり。

相談窓口

「熊本県一時金コールセンター」（受付時間：平日9時00分から17時00分まで）

☎096-387-1515

利子補給 (熊本市独自)

(担当課) 熊本市 商業金融課

(TEL) 096-328-2424

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆様の、更なる資金繰りの円滑化を図ります。

支援内容

資金名「金融円滑化特別資金」	備考
(1) 県独自分 新型コロナウイルス感染症対策分	令和3年3月末の融資実行分まで、利子補給対象
(2) セーフティネット保証4号 新型コロナウイルス感染症対策分	令和2年8月末の融資実行分まで、利子補給対象
(3) 危機関連保証 新型コロナウイルス感染症対策分	

対象者

対象融資制度の実行日から補助金の申請日において継続して市内で事業を営み、上記の期間において「金融円滑化特別資金(1)～(3)」の融資を利用された事業者。
※本市に住民登録している個人事業主、本市に登録している法人、本市で事業を営んでいる市外の事業者。

補助率/補助上限

1. 補助率：全額
2. 利子補給対象借入額：合計8,000万円以内
(※借換により既往債務返済額がある貸付等で、一部が利子補給対象外となります。)

申請期間

毎年1月～12月にお支払いの利子について翌年1月～2月末までに、市への申請手続きが必要です。
※なお、令和2年分の利子補給申請受付は、令和3年3月31日をもって終了しました。

備考

県制度融資の運用開始日から適用

お問い合わせ先

事業者向け総合相談窓口 平日午前9時～午後7時
※第3水曜日除く



096-355-2112

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

セーフティネット保証4号認定について (新型コロナウイルス感染症)

(担当課) 熊本市 商業金融課 (TEL) 096-328-2424

事業概要

経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するためのセーフティネット保証制度の認定業務を行います。

支援内容

セーフティネット保証4号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100%）を利用することが可能となります。

対象者

1. 熊本市において1年以上継続して事業を行っている事業者。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、直近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者。

【創業者等認定基準の緩和について】

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方について、緩和要件有。

- (1) 業歴3ヶ月以上1年1か月未満の事業者
- (2) 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【売上減少要件の緩和について】

GoToキャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者について、現行の「最近1か月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「最近6か月平均」の売上高の対前年同期の比較で申請可能

申請期間

令和3年6月1日まで

お問い合わせ先

事業者向け総合相談窓口 平日午前9時～午後7時
※第3水曜日除く



096-355-2112

セーフティネット保証5号認定について (新型コロナウイルス感染症)

(担当課) 熊本市 商業金融課

(TEL) 096-328-2424

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

事業概要

経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するためのセーフティネット保証制度の認定業務を行います。

支援内容

セーフティネット保証5号の認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合80%）を利用することが可能となります。

対象者

指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同月比で5%以上減少している事業者

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月の売上高等の減少でも可能。

【創業者等認定基準の緩和について】

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方について、緩和要件有。

- (1) 業歴3ヶ月以上1年1か月未満の事業者
- (2) 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【売上減少要件の緩和について】

GoToキャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者について現行の「最近1か月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「最近6か月平均」の売上高の対前年同期の比較で申請可能

申請期間

令和3年6月30日まで

お問い合わせ先

事業者向け総合相談窓口 平日午前9時～午後7時
※第3水曜日除く



096-355-2112

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

危機関連保証制度の認定について (新型コロナウイルス感染症)

(担当課) 熊本市 商業金融課

(TEL) 096-328-2424

事業概要

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ります。

支援内容

危機関連保証制度認定を受けることで、信用保証協会による、通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠での保証（保証割合100%）を利用することが可能となります。

対象者

- 1 熊本市において1年以上継続して事業を行っている事業者。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる事業者。

【創業者等認定基準の緩和について】

前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方について、緩和要件有。

- (1) 業歴3ヶ月以上1年1か月未満の事業者
- (2) 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【売上減少要件の緩和について】

GoToキャンペーンの一時停止や売上高の変動等の影響を受けている事業者について、現行の「最近1か月」の売上高の対前年同月比の比較に加え、「最近6か月平均」の売上高の対前年同期の比較で申請可能

申請期間

令和3年6月30日まで（指定期間）
※上記期間内に、認定を受けて融資を実行する必要がある。

お問い合わせ先

事業者向け総合相談窓口 平日午前9時～午後7時
※第3水曜日除く



096-355-2112

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による 新型コロナウイルス対策マル経融資

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

小規模事業者経営改善資金融資は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

基本情報

《新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置》

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

【ご利用いただける方】

- ①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
- ②前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】1.21%（令和3年3月1日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

応募方法等の詳細

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



特別利子補給制度

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。1月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

基本情報

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近1か月等（注）、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間（最長）
- ・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円）、国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が3か月以上を有する創業間もない方や、1年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去3か月（最近1か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

応募方法等の詳細

【詳細】

（独）中小企業基盤整備機構HP（特別利子補給制度特設ページ）

<https://tokubetsu-riho.jp/>

【お問合せ先】

（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00



日本政策金融公庫（日本公庫）及び 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による 新型コロナウイルス感染症特別貸付

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

相談

感染
防
止

販
路
開
拓

設
備
投
資

IT
化

資
金
繰
り

人
材
雇
用

事
業
承
継

そ
の
他

概要

新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。1月22日から利下げ限度額を拡充。

基本情報

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来した次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）

【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可

【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業6億円、国民事業8,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%

※金利は3月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【利下げ限度額】中小事業3億円、国民事業6,000万円

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

応募方法等の詳細

【平日のご相談】 日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

【土曜日のご相談】 日本公庫：0120-112476（国民）0120-327790（中小）

相談	新型コロナウイルス感染症対策 オンライン合同就職説明会(熊本市独自)	
感染防止	(担当課) 経済政策課 しごとづくり推進室 (TEL) (096) 328-2377	
販路開拓	制度概要	人材を必要とする企業と求職者(失業者等)との合同就職説明会を、オンラインを活用して実施。
	対象者/対象経費	人材を必要とする企業及び求職者(新卒者・内定取消者・雇止め対象者・失業者等)
設備投資	実施内容	WEB会議システムZOOMを活用し、WEB就職説明会を開催する。 (1) 合同就職説明会リアルタイム配信 ・求人企業1社ごとに非対面式のWEBオンライン就職面談 ・1社あたりの持ち時間は20分、求職者はチャットでの質問を予定 (2) 録画配信 ・上記配信内容を録画し、後日、専用YouTubeチャンネルにて閲覧可能
IT化	開催予定日	令和3年度の開催時期は未定です。決まりましたら、熊本市HPでお知らせします。
資金繰り	お問い合わせ先	「熊本市経済政策課しごとづくり推進室」(平日8:30~17:15)
人材雇用	☎ 096-328-2377	
事業承継		
その他	オンライン合同就職説明会のアーカイブ配信(録画配信) 専用YouTubeチャンネル 【幸せになる、お仕事探し。熊本で見つけ!】 https://www.youtube.com/channel/UCKmleNt3ov47jsijcs6ZJ5w	

雇用を守る出向・副業マッチング支援 (熊本市独自)

(担当課) 経済政策課 しごとづくり推進室 (TEL) (096) 328-2377

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

概要

- ・企業・団体の雇用維持を促進し、失業させない労働環境整備のため、従業員・職員の出向を希望する企業等と受け入れ企業等および副業を希望する方（副業人材）と受け入れ企業とのマッチングを行い、新型コロナウイルス収束期に必要な労働力を維持できる企業体制を支援すべく、WEB会議システム（Zoom）を使用したマッチング会を開催。
- ・出向者への助成金や社会保険・雇用保険の適用、就業規則の見直しや変更、就業時間の把握、健康管理など出向・副業導入に際しての様々なギモンを社労士に相談可能。

基本情報

令和3年度の開催時期は未定です。決まりましたら、熊本市HPでお知らせします。

問い合わせ先

「熊本市経済政策課しごとづくり推進室」（平日8：30～17:15）



096-328-2377

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

失業者緊急雇用促進事業 (熊本市独自)

(担当課) 経済政策課 しごとづくり推進室 (TEL) (096) 328-2377

事業目的

新型コロナウイルスの影響により失業を余儀なくされた方の早期再就職を支援すべく、これらの方を雇用する事業主を支援。

支援内容

新型コロナウイルスの影響により事業主都合により離職された方を3か月以上雇用した事業主に対して、雇用奨励金を交付。

対象者

- 以下のすべてを満たす方が対象です。 定員：600人分（先着順）
- (1) 熊本市内において、令和3年3月22日から令和3年11月30日までの間に、新型コロナウイルスの影響により事業主都合により離職された方を雇い入れ、3ヶ月以上継続雇用した事業主
 - (2) 熊本市内に事業所を有する法人又は個人事業主
 - (3) 雇用保険適用事業所であること
 - (4) 令和2年2月21日以降に、解雇等をしていないこと
 - (5) 当該労働者の雇用を要件として、他の助成制度を受けていないこと
- ※その他、要件あり。

交付金額

- 正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき30万円
 非正規雇用労働者を雇用した場合 1人につき15万円
 ※正規雇用労働者：雇用期間の定めなし、週所定労働時間が30時間以上
 ※非正規雇用労働者：3か月以上の雇用期間、週所定労働時間が20時間以上
 ※1社あたり10人を上限

提出期限

労働者を3か月継続雇用した日の翌月末日まで

お問い合わせ先

「熊本市経済政策課しごとづくり推進室 専用ダイヤル」
 ⇒午前8時30分から午後5時15分まで



096-328-2371



特定分野緊急就職促進事業 (熊本市独自)

(担当課) 経済政策課 しごとづくり推進室 (TEL) (096) 328-2377

事業目的

増加が懸念される失業者と、依然として人手不足である介護・警備・運輸・建設分野の両方を支援すべく、失業者の人手不足職への就職を支援。

支援内容

失業中の方の就職支援と介護・警備・運輸・建設分野における人手不足の解消を目的として、人手不足の職種に就職したとき及びその就業を継続したときに奨励金を交付。

対象者

- 以下のすべてを満たす方が対象です。 定員：400人（先着順）
- (1) 人手不足である介護・警備・運輸・建設の職種として本市の事業所に就職した方
 - (2) 週20時間以上の勤務条件で、無期又は6か月以上の有期契約を締結した方
 - (3) 令和3年3月22日から令和3年9月30日までの間に就業を開始された方
 - (4) 熊本市に住民票を有し、市税の滞納がない方
- ※令和3年度新卒者は対象外です。
 ※同一グループ内での転籍出向等は対象外です。
 ※過去に同様の職種を自己都合により離職した方で、離職日から就職日までの期間が3か月未満の方は対象外です。

交付金額

- | | | |
|----------------------|-----|-------------|
| (第1期) 就業を開始した時 | 5万円 | |
| (第2期) 就業開始後、3か月経過した時 | 5万円 | |
| (第3期) 就業開始後、6か月経過した時 | 5万円 | (合計、最大15万円) |

提出期限

- (第1期) 就業開始日の翌月末日
- (第2期) 就業開始後、3か月が経過した日の翌月末日
- (第3期) 就業開始後、6か月が経過した日の翌月末日

お問い合わせ先

「熊本市経済政策課しごとづくり推進室 専用ダイヤル」
 ⇒午前8時30分から午後5時15分まで



096-328-2371



相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

雇用調整助成金の特例措置①

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

基本情報

【特例措置の対象となる事業者】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少していること等の要件があります。

【特例措置の内容】

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和3年4月30日まで

- ① 休業手当等に対する助成率：中小企業4/5、大企業2/3
解雇等行わない場合の助成率：中小企業10/10【注1】、大企業3/4)
※助成額の上限：対象労働者1人1日当たり15,000円
- ② 教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算します
- ③ 新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています
【注1】令和3年1月8日以降の休業等については令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

○以下に該当する場合、大企業の助成率を中小企業と同水準に引き上げています
※令和3年1月8日から令和3年4月30日（⑥については緊急事態宣言が解除された月の翌月末まで）の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態宣言の発出に伴い、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等【注2】
- ⑦ まん延防止等重点措置実施地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等【注2】
- ⑧ 生産指標が前(々)年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業【注2】

【注2】令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合

雇用調整助成金の特例措置②

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

基本情報

○活用しやすさ

⑨ 申請書類を大幅に簡素化しています

添付書類等を削減し、休業等計画届の提出は不要としています

※申請書類様式はコチラ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_for ms.html



⑩ 助成額の算定方法等申請手続きを簡素化しています。

※ガイドブックはコチラ：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>



⑪ オンライン申請も受け付けています

※オンライン申請はコチラ：

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>



【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

厚生労働省HP
雇調金ページ



熊本県新型コロナウイルス感染症 対応雇用維持奨励金

熊本県HPから引用

概要

熊本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ雇用維持を図る事業主の負担を軽減するとともに、雇用維持の一層の推進を図るため、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の交付を受けた中小企業事業主等に対して、「熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金」を支給します。

基本情報

1 支給対象

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）4月30日までの緊急対応期間中において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、県内の事業所において従業員の休業等を実施したことにより、熊本労働局から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金を受給した県内事業主（個人事業主含む）のうち、以下の(1)又は(2)を満たすもの

(1) 中小企業事業主（個人事業主含む）であるもの

(2) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの。それらが定められていない場合は、常時使用する従業員の数に2,000人以下であるもの

※支給対象に該当するか不明な場合は、下記「お問い合わせ先」にお尋ねください。

2 支給額 10万円（定額） ※1事業主につき、1回限り

熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金の応募方法等の詳細

・ 申請方法 郵送（※Fax、メール不可）

・ 申請期限 令和3年（2021年）7月30日（金曜日） 消印有効

・ 申請先 〒 860 - 0801
熊本市中央区安政町1-2 カリーノ下通4階
熊本県雇用維持奨励金事務局 宛
※事務局は熊本県の委託業者です

・ お問い合わせ先：096-355-6977



新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

基本情報

【対象者】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間（※1）に中小事業主が休業させた労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※2）

※1 対象となる休業期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です。

※2 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

【支給額】休業前賃金の 80%（日額上限11,000円）

- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月～2月	令和3年5月31日（月）

- ・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
➡支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ、受付けます。

応募方法等の詳細

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276 受付時間：月～金 8:30～20:00
土日祝 8:30～17:15



小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (小学校休業等対応助成金) (労働者を雇用する事業主の方向け)

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

基本情報

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

【適用日】

令和2年2月27日～令和3年3月31日の間に取得した有給の休暇

※日曜日や夏休みなど、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※ただし、令和2年2月27日～同年9月30日までの休暇取得分の申請受付は原則終了しています。

応募方法等の詳細

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

（電話）0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (小学校休業等対応支援金) (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事する保護者へ支援金を支給します。

基本情報

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども
※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【一定の要件】

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

仕事ができなかった日について、1日あたり4,100円(定額)

※ 令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円(定額)

【適用日】

令和2年2月27日～令和3年3月31日

※春休み・夏休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※ただし、令和2年2月27日～同年9月30日までの休暇取得分の申請受付は原則終了しています。

応募方法等の詳細

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

(電話) 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む)

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



事業承継・事業引継ぎ推進事業

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

基本情報

1. 事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 (売り手のみ)

2. 事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

<支援内容>

- ①事業引継ぎに関する経営上の課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供
- ②後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者とのマッチング支援
- ③事業引継ぎを行う金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介
- ④専門家派遣による利用企業へ寄り添った最適な支援

応募方法等の詳細

【お問合せ先】中小企業庁 事業環境部 財務課 03-3501-5803

最寄りの事業引継ぎ支援センターは、
以下のURL又は右のQRコードよりご確認ください。

<https://shoukei.smrj.go.jp/contact/>



相談窓口（熊本市）

概要

以下の項目等について、ご相談いただけます。
 ◆ 経営に関する事 ◆ 資金繰りに関する事 ◆ 労務に関する事
 ◆ 国・県・市の支援策等に関する事
 ◆ セーフティネット保証の申請に関する事

◇電話・メール等による相談◇

お電話、メールにより皆様からのご相談を受け付けます。
 ※経営に関する専門的なご相談は、中小企業診断士にお繋ぎします。
 ※労務に関する専門的なご相談は、社会保険労務士にお繋ぎします。

【相談時間】

＜経営相談（中小企業診断士）＞ 平日午前9時～午後7時 ※第3水曜日除く
 ＜労務相談（社会保険労務士）＞ 平日午前10時～午後7時

【ご相談連絡番号】



096-355-2112

e-mail:corona-keieishien@stsplaza.jp

FAX: 096-355-2120

※メール・FAXによるご相談 24時間受け付けております。

※回答は、後日返信いたします。

◇面談による相談◇

面談については、予約制になっておりますので、上記電話番号にご連絡ください。

＜経営相談（中小企業診断士）＞

【面談会場】 くまもと森都心プラザ 4F ビジネス支援センター

【面談時間】 月曜～土曜／午前10時～午後8時（※毎月第3水曜日は除く）
 日曜・祝日／午前10時～午後6時

＜労務相談（社会保険労務士）＞

【面談会場】 市役所14階ロビー

【面談時間】 月曜～金曜／午前10時～午後7時

※面談には、決算書等の財務状況が分かる資料や雇用契約・就業規則などの資料をお持ちいただきますとより詳しいご相談が可能です。

◇オンラインによる相談◇

オンライン相談をご希望の方は、まずはお電話（☎ 096-355-7402 くまもと森都心プラザビジネス支援センター）ください。

スケジュール確定後、オンライン面談のご案内を差し上げます。

各相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向けの特別相談窓口

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工中金へ、保証の場合は信用保証協会にご相談ください。

◆日本政策金融公庫

平日	熊本支店	中小企業事業	☎096-352-9155	9時～17時
		国民生活事業	☎096-353-6121	
休日	電話相談	中小企業事業	☎0120-327-790	
		国民生活事業	☎0120-112-476	

◆商工組合中央金庫

平日	熊本支店	☎096-352-6184	9時～15時
休日	電話相談	☎0120-542-711	9時～17時

◆熊本県信用保証協会

平日	☎096-352-6184	9時～17時15分
----	---------------	-----------

◆新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

平日	熊本労働局	総合労働相談	☎096-312-3877	8時半～17時
		雇用調整助成金	☎096-312-0093	

◆新型コロナウイルス感染症労働相談窓口

平日	☎090-1083-1567
土曜	
日曜祝	

各相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向けの特別相談窓口

◆熊本商工会議所

平日	☎096-354-6688	8時30分～17時15分
----	---------------	--------------

◆熊本県商工会連合会

平日	☎096-325-5161	9時～17時
----	---------------	--------

◆商工会（8時30分～17時15分）

託麻商工会	☎096-380-0014	天明商工会	☎096-223-2022
北部商工会	☎096-245-0127	富合商工会	☎096-358-2521
河内商工会	☎096-276-0342	城南商工会	☎0964-28-2317
飽田商工会	☎096-227-0852	植木町商工会	☎096-272-0236

◆熊本県中小企業団体中央会

平日	☎096-325-3255	8時30分～17時15分
----	---------------	--------------

◆熊本県よろず支援拠点

平日	☎096-286-3355	9時～17時
土日・祝日		

※当面の間、土曜・日曜・祝日も対応

◆中小機構九州本部企業支援部企業支援課

平日	☎092-263-0300	9時～17時
土日・祝日		

※土日・祝日は休日専用の相談窓口へ転送

◆九州経済産業局産業部中小企業課

平日	☎092-482-5447	9時～17時
土日・祝日		

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

熊本市生活自立支援センター

(担当課) 保護管理援護課 (TEL) 096-328-2299

概要

生活に困窮している方の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方にはその方の状況に応じた支援プランを作成し、支援を実施します。生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて、どこに相談したらよいか迷ったときに、最初に相談していただく窓口です。生活面の不安や悩みについて相談員と一緒に考え、様々な機関と連携を図り、解決に向けた支援を行います。

基本情報

★お住まいの区以外のセンターでもご相談いただけます★

【熊本市中央生活自立支援センター】

場所：熊本市中央区手取本町1-1中央区役所2階南側エレベーター隣

電話番号：096-328-2795

受付時間：8：30～17：15（土日、祝日、年末年始の休日は除きます。）

【熊本市東生活自立支援センター】

場所：熊本市東区東本町16-30東区役所2階

電話番号：096-367-9233

受付時間：8：30～17：15（土日、祝日、年末年始の休日は除きます。）

【熊本市南生活自立支援センター】

場所：熊本市南区富合町清藤405-1富合雁回館内（南区役所隣）

電話番号：096-358-5571

受付時間：8：30～17：15（土日、祝日、年末年始の休日は除きます。）

※センターを設置していない西区・北区へは、2週間に1回程度、原則予約制にて出張相談を行っております。まずは熊本市中央生活自立支援センターにて、事前に相談予約をお願いいたします。

★土日・祝日にも、電話でご相談いただける専用ダイヤルを設置しています。

○実施期間：1月23日～3月31日の土日・祝日

○受付時間：9：00～16：00



096-356-8880
(土日祝日専用)

住居確保給付金

概要

離職等により住居を失っている方又は失うおそれのある方を対象として、原則3ヶ月間（状況に応じて最長12か月延長可能）を限度に賃貸住宅等の家賃として住居確保給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行っています。（店舗等の事業所の家賃ではありません。）

基本情報

【支給対象者（主な要件）】

1. 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方
2. 申請日において、離職等の日から2年以内であることもしくは、給与等を得る機会が、自身の責任による理由・都合によらないで減少し、離職又は廃業と同程度の状況にある方
3. 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
4. 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が、下記基準額以下であること（離職等により申請月の翌月から以下の金額に該当することが明らかな方も対象となります）
単身世帯：112,100円、2人世帯：160,000円、3人世帯：197,400円
5. 預貯金の合計が、一定金額以下であること（申請者と同一の世帯に属する者の預貯金を含む）単身世帯：48.6万円以下、二人世帯で73.8万円以下
6. 求職活動を行うこと。（離職・廃業した方と休業している方で求職活動要件が変わってきます）
7. 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する、離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

【支給月額】家賃相当額

（上限：単身世帯 31,100円、2人世帯 37,000円、3～5人世帯 40,400円）

<注意事項>

- ・一定以上の収入がある方は、収入に応じて支給額が決定されます。
- ・住宅支援給付は、貸主または不動産等の口座へ直接振り込みます。

【支給期間】3か月まで（状況に応じて最長12か月延長可能）

求職活動要件や申請書のダウンロードについては
熊本市ホームページに詳細をのせておりますので、
ホームページをご覧ください。（「住居確保給付金」で検索）



お問い合わせ先

お住いの区に設置してあるセンターへご相談ください。【P46参照】
（お住いの区以外のセンターでもご相談いただけます）

緊急小口資金等の特例貸付

概要

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。また、万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。

基本情報

○緊急小口資金

一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象。

【貸付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【貸付上限】

- ・学校等の休業、個人事業主等の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

【据置期間】 1年以内 【償還期限】 2年以内 【貸付利子】 無利子

○総合支援資金（生活支援費）

生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）が対象。

【貸付対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

【貸付上限】（二人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内

【貸付期間】 原則3月以内

【据置期間】 1年以内 【償還期限】 10年以内 【貸付利子】 無利子

※総合支援資金（生活支援費）については、返済開始までに熊本市生活自立支援センターによる支援を受けることへの同意が必要です。

※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮します。

お問い合わせ先

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会

専用ダイヤル：096-324-5511

（平日 午前10時～午後4時）

ホームページでも、詳細な内容を確認できます。



（熊本市社会福祉協議会HP）

納税猶予・納付期限の延長

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

基本情報

<①申告（及び納税）にお困りの方>

個人・法人全ての方が対象	
申告・納税期限の延長	申告が必要な以下の税 - 申告所得税(及び復興特別所得税) - 消費税 - 相続税の申告(※)
	法人税 贈与税 → 申告期限以降も、 柔軟に受付 ✓ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ✓ 申告書の作成又は来署することが 可能になった時点での税務署への申し出 で受け付けます。

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合がございますので、【地方税】はお住まいの市区町村に、【国税】は最寄りの税務署に、延滞税・利子税に関する御質問を含めて、ご確認ください。

<②お支払いが困難な方>

納税期限（延長された期限を含む。）までにお支払いが困難な方

原則全ての税	
納税の猶予	令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） → 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予
	個別の事情がある場合 ・原則、 1年間猶予 ・猶予期間中の延滞税の 全部又は一部が免除 ・財産の差押えや換価（売却）が 猶予 ※税務署において所定の審査を行います。 ※ 地方税においても、国税と同様の措置 を講じるよう、国から地方公共団体に要請いたしました。（詳細はP70） <個別の事情> ①災害により財産に相当な損失が生じた場合 ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合 ③事業を廃止し、又は休止した場合 ④事業に著しい損失を受けた場合

令和3年2月1日で受付が終了しましたが、やむを得ない理由がある方は納税課(096-328-2204)までご相談ください。

○イメージ（事業収入が20%以上減少している方の申告所得税の場合）



税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和2年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。

従来		対応策
申告所得税 (及び復興特別所得税)	令和2年3月16日	・4月16日まで期限を延長 ・ <u>4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受付</u> ※申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)	令和2年3月31日	
贈与税	令和2年3月16日	

- ◆ 4月17日以降の申告相談につきましては、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。
- ◆ 確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等によるe-Taxなどの手段をご用意しています。
- ◆ 令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

応募方法等の詳細

詳細は、 **国税庁** で検索、または、以下のURLよりご確認ください。

○申告期限の柔軟な取扱い

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_01.pdf

○法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>



事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比 ▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1ヶ月以上）において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、

※ 法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産収入）等を指します。個人の方の「一時所得」などは対象となりません。

- ◆ 原則、1年間納税猶予が認められます。
- ◆ 担保の提供は不要です。
- ◆ 猶予期間中の延滞税が免除されます。

猶予が認められると、所轄の税務署等から「納税の猶予許可通知書」が送付されます。

※ この「納税の猶予許可通知書」のほか、猶予期間中に「納税証明書」（その1）を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載されます。地方税の場合、猶予許可通知書をもって納税証明に代えることが可能となる場合があります。

詳細

詳細は、以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf



個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合

- ◆ 原則、1年間猶予が認められます。
(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細

詳細は、 国税庁 で検索、または、
以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

④事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

お問い合わせ先

【市税の納付に関すること】

熊本市 納税課

受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

 096-328-2204

欠損金の繰戻し還付

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

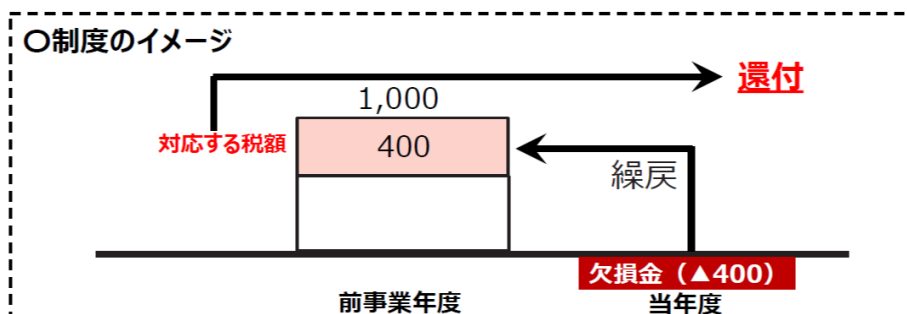
1. 欠損金の繰戻し還付制度

資本金1億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。

今般、本制度の適用対象を、資本金10億円以下の中堅企業にも拡大します。

現行	特例
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円超～10億円以下の法人に拡大

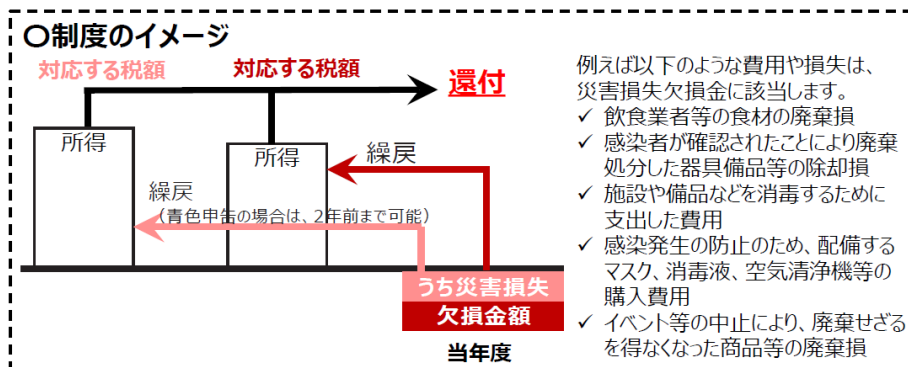
※令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用



2. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

※災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



詳細は以下のURLまたは右のQRコードよりご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf



厚生年金保険料等の猶予制度

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

概要

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

基本情報

【内容】

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。
- 猶予期間中は、延滞金が年8.8%から1.0%に軽減されます。
- 財産の差押えや換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予を受けられる期間は、

- 原則、1年以内となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。
- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要となります。

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※労働保険料についても、同様の仕組みが適用されます。（猶予制度を受けた場合、延滞金が免除）お問合せ先は、都道府県労働局となります。

詳細

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

基本情報

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から令和3年3月までの間に休業により報酬が著しく下がった方について、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能です。

また、既に特例改定を受けた方のうち、一定の条件に該当する場合は令和2年9月から適用された定時決定を特例により変更可能です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方

(2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方

※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。

(3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>

【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から令和3年3月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方

(2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方

(3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している（上記1と同様です。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>

【対象となる保険料】 休業により報酬が急減した月（3の場合は令和2年8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

※ 上記1に該当する場合は、令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。

※ 上記2に該当する場合は、令和2年8月から12月までを急減月とするものは令和3年2月未まで、令和3年1月から3月までを急減月とするものは令和3年5月未までに届出があったものが対象となります。

※ 上記3に該当する場合は、令和3年2月未までに届出があったものが対象となります。

※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

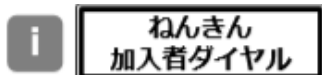
【申請手続について】 月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）

※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。

※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。



0570-007-123（ナビダイヤル）

03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）等の取扱いについて

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

相談

感染防止

販路開拓

設備投資

IT化

資金繰り

人材雇用

事業承継

その他

概要

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の徴収猶予等が認められる場合があります。

厚生労働省から都道府県に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて、下記のとおり示していますので、まずはお住まいの市区町村又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

1. 届出・申告期間を経過した者の取扱い

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の資格取得、資格喪失、住所変更等の届出・申告については、これらの届出の事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならないこと等とされているが、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、やむを得ない理由による届出等の遅延を認めるなど、柔軟に運営いただきたいこと。

2. 保険料（税）徴収猶予の取扱いについて

特別な理由がある者については、条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能とされているので、これを踏まえ、各保険者において、これについての周知も含め、適切に運営いただきたいこと。

お問い合わせ先

○国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料納付等に関すること

熊本市	国保年金課	096-328-2270
	東区役所 区民課	096-367-9125
	西区役所 区民課	096-329-1198
	南区役所 区民課	096-357-4128
	北区役所 区民課	096-272-6905

○介護保険料の減免等に関すること

熊本市	介護保険課	096-328-2347
	中央区役所 福祉課	096-328-2311
	東区役所 福祉課	096-367-9127
	西区役所 福祉課	096-329-5403
	南区役所 福祉課	096-357-4129
	北区役所 福祉課	096-272-1118

水道料金・下水道使用料の 支払猶予等について

(担当課) 熊本市上下水道局 料金課 (TEL) 096-381-1118

基本情報

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方は、お支払いの猶予や分割納付等のご相談に応じますので料金課お客さまセンターへお問い合わせください。

水道料金・下水道使用料の支払猶予等についての応募方法等の詳細

熊本市上下水道局 料金課お客さまセンター

※ 平日 8:30~17:15



096-381-1118

リンク集

経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から引用

各リンク集

Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。

A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。



<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>



Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。

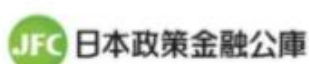
A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-25.pdf



Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。

A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。



https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html



<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>



<https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html>



Q. 補助金の電子申請に必要なGビズIDを取得したい。

A. 補助金等（一部）の電子申請に必要なGビズIDの取得については、申請から2～3週間要する場合があります。GビズIDが必要な補助金の申請をお考えの方は、お早めに取得の申請をされることをお勧めします。

補助金申請
システム

jGrants

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

